

データ利活用のための法的枠組みのあり方について

法政大学 西岡靖之

第四次産業革命は、産業のデジタル化にともなう知財革命であるといってもよい。この流れを加速し、社会にとってよりよい方向へ導くためには、データ利活用に関する正当な競争を促すための法的枠組みが不可欠である。企業活動の源泉となる産業データには、①誰でもアクセスできる「オープンデータ」、②関係者間で開示する「ディスクローズデータ」、③外部には決して出さない「クローズデータ」があるが、ここでは、特に②に相当し、かつ営業秘密として扱えないデータの扱いについて論じる。

企業活動におけるデータ供給者（データオーナー）にとって最大の懸念は、自社の営業活動の詳細を推定可能な事実データが社外に出ると、それが競合相手にあたり、自社にとって大きな不利益となることを阻止できなくなる点にある。たとえ契約が存在しても、故意または過失による漏洩が、技術的または制度的に阻止できない限り、そのメリットとデメリットを勘案し、データ提供に踏み出せないでいる。

さらに、我が国の産業基盤を支えている中小製造業は、本来なら営業秘密として扱うべきその技術やノウハウを、取引先からの要請に応じて開示するケースが多く、不公正な競争を誘発する可能性がある。また、大企業であっても、コンソーシアムなどの形態で、価値あるデータを共有し活用している場合は、メンバーによる目的外利用を制約することがむずかしく、結果として価値あるデータが集まらない。

データの利活用を促進するためには、上記のようなデータの供給者側の不利益を未然に防止し、心理的不安を取り除くために、こうした産業データの扱いにおいて、少なくとも悪意または重過失による違反があった場合は、不正競争行為として法的枠組みにおいて対処すべきである。そして、同時に、データの使用に係る定義の曖昧性を排除するために、データプロファイルやサービスプロファイルといった、客観的な定義の枠組みを定め、データ利活用を行う善意の事業者の心理的抵抗も和らげる必要がある。

さらには、前述の不正競争行為があり、データがその提供者の意図しない形で拡散した場合であっても、その事実がすぐに検知され、そうしたデータが流通しないような技術基盤が社会的インフラとして整備されることが望ましい。第四次産業革命におけるデータ利活用の促進は、不正競争防止法などの法的な枠組みと、こうした技術的な社会基盤の新たな整備、そして事業者、当事者のデータの扱いに関する正しい認識が醸成されてはじめて実現する。

以上